令和８年８月 19 日　令和８年度第１回大東市子ども・子育て会議　会議録

事務局：それでは定刻となりましたので、ただいまより、令和 8 年度第 1 回「大東市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。私は、司会を務めさせていただきます、大東市福祉・子ども部こども家庭室子ども政策グループの谷口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。はじめに、「大東市審議会等の公開に関する規程」第 3 条第 1 項におきまして、本審議会は公開する旨規定しており、傍聴を認めておりますが、現在の傍聴者は２名でございます。また、本日の会議要旨を後日ホームページ上で公開させていただく予定にしております。そのため、録音をさせていただきます。ご了承いただきますようお願いいたします。

本日は 13 名中 10 名の出席をいただいておりますので、大東市子ども・子育て会議規則第４条第２項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。なお、石橋委員、中村委員、久留委員におかれましては、本日は日程調整がつかず欠席されるとのご連絡を受けております。

本日は皆様にご審議いただきたい議題が多く、会議時間が長くなることが予想されるため、今回より新たに子ども・子育て委員に就任していただきます久保田委員・冨永委員への委嘱の交付は行わず、机の上に置かせていただいております。どうぞご了承ください。なお、任期は令和 10 年 3 月 1 日までです。それでは一言ずつご挨拶をお願いいたします。
久保田委員からお願いいたします。

～久保田委員・冨永委員あいさつ～

ありがとうございました。

続きまして、本日の会議に使用いたします資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

資料１　子ども・子育て支援事業計画進捗状況報告
資料２　諸福幼稚園及び南郷保育所の施設統合および認定こども園移行について
資料３　委員名簿

なお、資料１で差し替えがありましたので、机に置かせていただいています。

以上の資料１～３となりますが、すべてお手元にございますでしょうか。もし、ないようでしたらお申し出ください。

続きまして、栗田福祉・子ども部長よりごあいさつをさせていただきます。

栗田部長：福祉・子ども部の栗田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。なかなか夏の暑さが衰えない中でございまして、こちらまでいらっしゃるというのも大変だったかと思うんですけれども、また新しく委員になっていただいた皆様につきましても、合わせまして、一緒に大東市の子ども子育てのために、会議にご参加いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日議案の方に大きく２つの議題を載せさせていただいております。１つは一昨年度に策定をいたしました第３期大東市子ども・子育て支援事業計画でございます。こちらは当時こども計画としての、内容も盛り込んで策定したという経過がございますけれども、今年度２ヵ年目に入りまして、この計画に記載しております様々な施策の推進状況を報告させていただきたいと考えております。現在各事業とも、利用のニーズ等を把握しながら、行政、地域、それから関係機関の皆様と連携しながら、適切な施策の推進に取り組んでいるという状況でございます。

またもう１点の議題が、市の西部にございます、公立の幼稚園と保育所、この２つの施設統合に関する進捗の状況でございます。来年当初に認定こども園へ移行ということで、残り7ヶ月という状況になっているところでございます。この新しいこども園が地域の子どもたちの成長の拠点でありつづけることができるように、しっかりとした準備をしていきたいと考えているところでございます。

先日熊本で、大きな地震がございました。大阪の方でも、近い将来大きな地震が発生する確率が年々高まっている状況でございます。公立の施設は、いずれも老朽化が進んでいる中で、この耐震改修の緊急性というものが求められており、子どもたちと職員が安全に過ごすことができる環境に向けて、検討を進めているという状況です。

本日はこれらの議題につきまして、皆様それぞれの専門的な見地からご意見をいただきますよう、お願いできたらと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、大東市子ども・子育て会議の議事に入りたいと思いますが、「大東市子ども・子育て会議規則」第２条第３項の規定により、会長および副会長を置くこととなっており、前回の会議で会長は合田委員でご承認いただきましたが、副会長の選任は保留としていました。副会長については、会長が不在の場合、「大東市子ども・子育て会議規則」第２条第５項の規定に基づき、この会議の進行管理をしていただきます。今回、改めて副会長について、選出させていただきたいと思います。選出は互選となっていますが、よろしければこちらから推薦させていただいてもよろしいでしょうか？

～異議なしの声あり～

事務局：ありがとうございます。それでは、事務局より推薦させていただきたいと思います。

副会長につきましては、短期大学幼児保育学科において、幼稚園教諭及び保育士の養成をされておられます、大阪国際大学短期大学教授の久保田委員に就任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

～異議なしの声あり～

事務局：ご承認ありがとうございます。久保田委員よろしいでしょうか？（久保田委員：はい。）ご承諾いただきありがとうございます。では、副会長は久保田委員にお願いいたします。副会長には、いろいろとお世話をお掛けすると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。久保田副会長お席の移動をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思いますが、進行については会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

合田会長：それでは早速、議題に入っていきたいと思いますが、まず、今日の会議に際しまして傍聴の方が 2 人来られております。改めて傍聴の方々は傍聴における注意事項を遵守していただきますように、よろしくお願いいたします。それでは議題 1、「第 3 期大東市子ども・子育て支援事業計画推進進捗状況について」に入らせていただきます。まず事務局から説明をお願いいたします。

事務局：では、1 つ目の議題となります、「子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況について報告いたします。お手元の資料１をご覧ください。こちらは、第 3 期計画の計画期間であります、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年における、事業ごとの実施状況に関する資料です。

資料 1 ページをご覧ください。こちらは、幼児期の教育・保育の提供体制に関する量の見込みと確保の内容、そして令和 8 年度当初の実績です。まず上の表ですが、こちらは 1 号認定児童の状況をまとめたものです。事業計画では、令和 8 年度における量の見込みが 668 人、5 年後の令和 11 年度には 137 人減少して 531 人のニーズがあるものと見込み、現状の確保の内容である 1,626 人で十分充足が可能であるとしております。実際の入園児童数は、令和 7 年度は 672 人と、量の見込みを 4 人上回っておりますが、定員の範囲内には十分収まっている状況です。次に下の表ですが、こちらは 2 号・3 号認定児童の状況です。

令和 8 年度の量の見込みは、2 号・3 号併せて 2,475 人、確保の内容は 2,573 人となっており、今後は次第に減少する見込みとしております。これに対し、今年度当初の入所児童数は、2 号・3 号認定児童を合わせて 2,486 人となっており、量の見込みを 11 人上回っております。計画と実績との比較といたしましては、1 号・2 号・3 号認定ともに、確保の内容が実績を上回っており、受け入れ態勢については確保されているものと考えております。

続きまして、地域子ども・子育て支援事業の報告に移らせていただきます。2 ページをご

覧ください。なお、ここから先の令和8年度の実績欄の数字は、現時点の見込み数となります。ご承知おきください。

「①時間外保育事業」、いわゆる延長保育は、就労形態の多様化に伴い、保育所等において通常保育時間を超えて保育を実施する事業です。令和 7 年度の量の見込みは 936 人で、実績は 875 人となっており、希望者全員にサービスが提供できております。

次の「②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は、保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生対し、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。令和 7 年度は、1 年生から 3 年生の量の見込みが 1,005 人に対し、実績が 887 人と、やや下回っています。また、4 年生から 6 年生の量の見込みが 272 人であるのに対し、実際には 207 人が利用していることから、計画と実績との差がやや乖離しております。なお、令和 8 年度の見込みについては修正がございます。事前にお配りした資料では、令和 8 年度当初の登録者数をあげておりましたが、実際には年度末にかけて登録者数が減少することから、令和 7 年度実績値に準じた見込み値に修正させていただきます。

次の、「③子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）」は、保護者の疾病その他の理由により家庭での養育が一時的に困難となった場合などに、施設において一定期間、養育・保護を行う事業です。こちらの事業は年度ごとに利用のムラがあることから、最大で 30 人程度の利用枠を確保しておりますが、令和 7 年度の実績は 21 人となっており、見込みと実績の乖離が発生している状況です。

次の「④地域子育て支援拠点事業」は、乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、親子で参加できる講座・教室を開催する他、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。令和 7 年度の量の見込みは 44,851 人ですが、実績は 57,372 人です。この事業はこれまで、10 万から 12 万人の利用で推移してきましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和 2 年度以降大きく利用が落ち込んでいましたが、現在は徐々に利用が回復しつつあるところです。

次に資料 4 ページをご覧ください。「⑤一時預かり事業」は、保護者の疾病等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、幼稚園・認定こども園において在籍園児を対象として行う教育時間前後の預かり保育事業と、保育所等において在籍園児以外の児童を預かる事業の 2 つの種類があります。幼稚園・認定こども園で行う在園児を対象とした一時預かり事業は、令和 7 年度の量の見込みは 1 号認定、2 号認定を併せて 46,562 人ですが、実績は 48,405 人で実績が見込みをやや上回りましたが、実際には定員枠にはまだ余裕がありますので、希望者に対して必要なサービスは提供できております。また、幼稚園以外における一時預かり事業は、令和 7 年度の量の見込みが 2,423 人で実績が 2,183 人となっています。

次に「⑥病児・病後児保育事業」は、児童が病気や病気の回復期にあって集団保育が困難な期間に、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業です。令和 7 年度の量の見込みは 242 人ですが、1 施設が事業を休止していることなどの影響

から、令和7年度の実績値は27人となっております。病児保育のニーズは回復しつつありますことから、利用枠の確保に向けた検討を行ってまいります。

次に資料5ページをご覧ください。「⑦ファミリー・サポート・センター事業」は、家族に乳幼児や小学生の児童のいる人が会員となり、児童の預かりの援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動を行う事業です。令和7年度の量の見込みは462人で、実績は587人となっており、引き続き必要な支援の提供のための、事業の周知と提供会員の確保に努めてまいります。

次の、「⑧利用者支援事業」は、子どもまたはその保護者の身近な場所で、子育て家庭の「個別ニーズ」の把握に努め、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および相談・助言等の必要な支援を行う事業です。本市におきましては現在、すこやかセンター内のこども家庭センター「ネウボランドだいとう」で当事業を実施しております。令和7年度の量の見込みは1カ所、実績も1カ所となっており、計画どおりに進捗しております。こちらの事業は、量の見込みや確保の内容を施設の数で記載することとなっていることから、相談支援の状況については分かりにくい内容ですが、令和5年度に実施しましたニーズ調査の結果によりますと、市民への認知度は徐々に上がってきている状況です。

次の、「⑨乳児家庭全戸訪問事業」は、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行う他、養育についての相談に応じ、助言その他援助を行うことで子育ての孤立を防ぐ事業です。令和7年度は量の見込み698人に対し、実績は631人、乖離率は90.4となっております。基本的には、新生児世帯のほぼ全数を訪問している事業ですので、数字の乖離は、当初想定していた出生数を、実際に生まれた子どもの人数が下回っていることが要因と考えられます。

続きまして6ページをご覧ください。「⑩養育支援訪問事業」は、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする事業です。こちらの事業は令和6年度より「子育て世帯訪問支援事業」にシフトしているため、実績値や見込み数については「子育て世帯訪問支援事業」のものとなります。令和7年度は158名に対し、訪問支援を実施しております。

次に「⑪妊婦健康診査事業」は、安心・安全に出産を迎えるために、妊娠中の定期的な健康診査を行う事業です。令和7年度の量の見込み9,163回に対し、実績は8,104回で乖離率は88.44となっております。

続きまして7ページをご覧ください。「⑫乳児等通園支援事業」は、一般的にはこども誰でも通園制度として知られている事業です。すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を強化するため、月10時間までの利用枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業です。この事業は令和8年度より全国的に制度開始となりましたため、令和8年度の量の見込みのみを記載しております。なお、現在、8施設で実施しております。

次に「⑬産後ケア事業」は、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を

行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。令和 7 年度の実績は 78 人となっております。なお、6 ページの子育て世帯訪問支援事業と産後ケア事業につきましては、第３期事業計画策定時には「今後行っていく予定の取組」として位置付けており、量の見込み・確保方策を掲載していないため、空欄となっておりますが、令和９年度の中間見直しの際に、今後の量の見込みや確保方策等について、検討する予定です。また、他の事業につきましても量の見込みと実績見込みに乖離が生じているものは、今後の実績の推移を見ながら、令和９年度には中間見直しを行う予定です。以上で説明を終わります。

合田会長 : ありがとうございました。それでは事務局から説明ありました内容についてなにかご質問がありましたら挙手の上、発言をお願いいたします。

Ａ委員 : 資料 1 ページの幼児期の教育・保育の提供体制のところです。3 号認定のところが、0 歳と 1、2 歳でかなり状況が違うと思います。0 歳はかなり少なくて、1、2 歳の待機児童になりそうで、増えそうなところかなと思いまして、その辺りを分けて出している自治体が多いかと思いますので、分けて考えたほうがいいかと思いました。

合田会長：Ａ委員からの問いかけに、事務局からなにか返答ありますか。

事務局 : 貴重なご意見ありがとうございます。それぞれ年齢でやはり動向が変わっているかと思いますので、次の令和 9 年度の見直しの際には、そのあたりも分析させていただきながら、計画への反映を考えて参りたいと思います。ありがとうございます。

合田会長 : ありがとうございました。その他、ご質問等ありましたらお願いいたします。Ｂ委員どうぞ。

Ｂ委員 : 3 ページの子育て短期支援事業についてですが、量の見込みは 30 で実績 21 ですが、ショートステイとトワイライトステイの内容とどういう方が利用されているのでしょうか。

合田会長 : ありがとうございました。今、Ｂ委員の方から、子育て短期支援事業ショートステイ・トワイライトステイの具体的な利用の内容について質問がありましたので、事務局よろしくお願いいたします。

事務局：　１つ目の子育て短期支援事業につきましては、ショートステイ１日宿泊とトワイライトステイ日帰りと２つあります。こちらにつきましては、ほぼすべてショートステイを利用されているという状況です。約半分ぐらいがケースワーカーや職員の報告により、育児

疲れを感じている保護者さんがいらっしゃる方に対しての子ども一時預かりと、残りの半分につきましては、保護者さん自身が、入院するとか、育児疲れにより保護者さんが使っていただくという状況です。

合田会長：Ｂ委員よろしいですか。

Ｂ委員：はい。

合田会長：他にいかがでしょうか。Ｃ委員どうぞ。

Ｃ委員：7 ページ 12 番、乳児等通園支援事業について、令和 8 年度の確保の内容が 45 で令和 9、10、11 年度の確保の内容が 59 で、今 8 施設で実施されていますが、これらの数が増えるであろうという見込みだと考えますが、1 号の子どもが減っていくから、利用の見込みが減るというふうに考えておられるのであれば、確保をそこまでしなくてもいいのかと思いますが、市の考えをお聞かせください。

合田会長：こども誰でも通園制度の今後の確保の量の見込みのところについて、事務局回答をお願いします。

事務局：ご指摘のとおり、1 号認定の子どもたちが、今後減っていくだろうという見込みですけれども、確保の内容が増えているということについては逆行した数字になっております。こども誰でも通園制度につきましては、まだ始まったばかりで動向が読めないところはありますが、今後、参入していただく園も増えていくのではないかというふうに考えているところです。ただ量の見込みが減っているのに、確保の内容が増えているところはきちんと整理しないといけないと思っておりまして、こちらもあわせて、令和 9 年度にその時の状況も見ながら、数字の精査をしていく必要があると思っております。

合田会長：ありがとうございました。Ｃ委員、いかがでしょうか。

Ｃ委員：ありがとうございます。

合田会長：よろしいですか。でしたら他いかがでしょうか。Ｄ委員どうぞ。

Ｄ委員：5 ページの 8 番利用者支援事業について、1 ヶ所となっていますが、先ほどご説明があったかと思うのですけど、相談件数についてはお話いただけないのでしょうか。以前ここで働いたこともあったのですが、結構相談に来ているかと思います。0 歳から 18 歳まで

をネウボラで、窓口を設けてるとは思いますが、おそらく当時ネウボラは、いろんな相談の入口であって、そこから例えばファミリーサポートや先ほどのショートステイとかにつないでいく、そういう方向性が示されていたと思いますが、実際どう動いているのかをわかる範囲で教えていただきたいなと思います。私は地域でそういう相談を受けたりする子ども食堂をしていますが、皆さん、ネウボラの存在を知りません。ネウボラにはソーシャルワーカーがいるので、学校や子どもの発達に関する相談を受けられるはずなのですが、そういうことができると思っていない方が、ほとんどです。ネウボランドだいとうが何をやってるかっていうのを知らないことが多いので、例えば相談件数であるとか、その辺りいかがでしょうか。

合田会長：ありがとうございます。今、D委員から出た質問は、利用者支援事業の相談内容についてです。事務局から回答をよろしくお願いいたします。

事務局：まず相談件数についてですが、データがないのでこの場でご説明することはできないですが、今後こういう計画を見るときにその数字は大事なことだと思いますので、計画に載せるか、参考資料とするかは、今後お示しさせていただこうと思っております。現状の数字に基づかないところになりますが、今おっしゃられているように、ネウボランドだいとうは、今年から、母子保健の業務も一体化しまして、組織を強化したのですが、まだまだ認知されていません。今後ネウボランドだいとうを周知していくのは課題だと思っております。実際、来ていただいてる方は、育児相談の方もいらっしゃいますが、妊娠届を出されて、そこから知っていただくという方も多いのかなと考えております。今後も色々な機会で広めていきたいと思っています。

合田会長：D委員いかがでしょうか。

D委員：はい。

合田会長：前の会議でもD委員が同じようなことを言っておられたと思いますので、ネウボランドだいとうの周知徹底というのは、やはり必須だと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：はい。

合田会長：他にいかがでしょうか。

A委員：先ほどのお話を踏まえてですが、市民が知らないので、利用者が思ったより少ない

となったり、登録したものの、利用しないというのが結構多くあると思います。色々なサービスをしても、結局市民が知らないとなにも活かされないので、それをどう周知していくかというのが大きな課題となっていると思います。こども誰でも通園制度ももう一度周知されたら、増えてくるかもしれないと思いますがいかがでしょうか。

合田会長：ありがとうございました。市民の方々に内容を伝えていくのが大事だという意見だったと思います。他はいかがでしょうか。

Ｆ委員：2 つありまして、1 つは確認です。9 番、乳児家庭全戸訪問事業で、7 年度の量の見込みの 698 は実績でしょうか。ここに関しては実績が 631 になってるんですけど、実際の 4 ヶ月までの乳児の人数が 698 は、実際の数なのか、見込みの数なのかっていうのを知りたいのが１点と、12 番のこども誰でも通園制度については、この量の見込みで、確かに 1 号認定がどんどん減っていくかとは思うんですけど、大東市として、こども誰でも通園制度を今後どういうふうに持っていきたいと考えているのか知りたいのと、確保も逆に増える方向になっているんですけど、おそらく増えないと思われます。国の制度をベースにして市として、こども誰でも通園制度を充実させるための施策を少し打っていただかないと多分この確保も増えないという実感ですが、その辺りも含めてどのようにお考えなのかお聞かせいただけたらと思います。

合田会長：2 点のご意見です。まず 1 点目は、乳児全戸訪問事業の見込みの実際の数についてです。よろしくお願いいたします。

事務局：乳児全戸訪問事業の確保の内容については、この計画当時の見込みの数字でして、実際の対象人数とは異なっています。実際につきましては 646 人が対象ですが、この中には転出された方やネウボランドだいとうに来ていただいて面談したということで、概ね対応させていただいています。実際対応できていなかったのは、里帰りで長い間自宅におられなかった２名だけがお会いできなかったという状況です。

合田会長：ありがとうございました。2 点目、こども誰でも通園制度についてお願いいたします。

事務局：先ほど申し上げたとおり、まだ始まったばかりの制度ということで、先行きが見通せないところはありますが、ただ先ほど、ご指摘がありましたように、潜在的なニーズがおそらくあるだろうと思います。我々もＰＲはまだ十分ではないと思っております。この事業に限らずですけれども、子育て支援策をいろいろやっていてもそれを知らなければ、なかなか利用者も増えないし、実際にニーズがあって探してる人のところに届いていないという

ケースもございますので、しっかりとＰＲはこども誰でも通園制度におきましてもやっていきたいと思っております。きちんと市民の皆様に届けば、利用者も増えていくのではないかなと思っておりまして、大東市としてはそこは前向きにとらえているところでございます。

合田会長：Ｆ委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

Ｆ委員：はい。よろしくお願いいたします。

合田会長：他はいかがでしょうか。はい。Ｂ委員、どうぞ。

Ｂ委員：4 ページの病児・病後児保育事業についての見通しといいますか、どこかやっていただける園があったりだとか、病院であったりとか、このあたりのところはどうでしょうか。

合田会長：Ｂ委員から、病児・病後児保育事業のことについて、今後どういうふうにしていくのかということだと思いますが、事務局よろしくお願いいたします。

事務局：こちらの項目は見込みと実績の乖離率が大きくなっているところでございます。本市では今、1 施設で病児・病後児保育をやっていただいております。もう 1 施設は休止をしている状況でして、市内 1 ヶ所しかないということで、利用率の乖離が広がっているというところでございます。ただ、働いていらっしゃる方にとっては、緊急的に使いたいということで、ニーズはあろうかと思います。今やっていただいている施設の利用条件など使い勝手の改善や今休止されているところに再開をお願いするなどが考えられます。また、まだ検討段階ではありますけれども、他市の施設を使うことができないかといったところも含めて、幅広く検討していきたいと考えております。

合田会長：Ｂ委員よろしいでしょうか。

Ｂ委員：はい。ありがとうございます。

合田会長：よろしいですか。他はいかがでしょうか。それでは、議題 1 の進捗状況については以上としたいと思います。続きまして議題 2 のご説明を事務局よりお願いいたします。

事務局：では、2 つ目の議題となります、「諸福幼稚園と南郷保育所の認定こども園移行に向けた検討状況」について報告いたします。お手元の資料２をご覧ください。
　資料１ページをご覧ください。最初に、本市の現状と課題についてです。

本市の就学前人口は減少傾向にあり、過去 10 年間で約 1500 人減少しています。１ページのグラフの青い線は市全体の就学前人口、赤い線は西部地域における就学前人口の推移を示しています。平成 30 年度と令和 8 年度を比較してみると、市全体の減少率は-20.3%であるのに対し、西部地域は-29.1%となっており、西部地域においてより就学前人口の減少が進んでいる状況です。

続きまして資料 2 ページをご覧ください。一番上の表は 1、2、3 号認定の保育施設等の利用者数を示した表です。

1 号認定児童は平成 21 年度は 1,908 人が幼稚園等の施設を利用していましたが、令和 8 年度には 668 人まで減少しています。一方で 2・3 号認定児童は、平成 21 年度は 2,044 人の利用がありましたが、令和 8 年度は 2,545 人と利用者数は増加傾向にあります。

下の表は参考としまして、南郷保育所と諸福幼稚園の直近 7 年間の年度当初における園児数をまとめたものです。南郷保育所は年度により増減はありますがやや減少しています。これに対し、諸福幼稚園は約 1/3 まで園児数が大きく減少しています。

次に、大東市における民間幼稚園・保育所の認定こども園への移行状況です。平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の開始以降、徐々に認定こども園化は進み、令和 8 年度では市内で 20 か所が認定こども園へ移行しています。

また、施設の老朽化についてですが、南郷保育所、諸福幼稚園ともに開設から 50 年以上が経過しており、施設老朽化が進んでいる状況です。一番下の地図をご覧ください。南郷保育所と諸福幼稚園の位置の比較についてです。諸福幼稚園は半径 500m圏内に民間保育施設が複数あることから、諸福幼稚園の場所で認定こども園とした場合、保育利用枠の供給過剰となる恐れや、御領等の地区において、徒歩で通うことのできる保育施設が不足することが懸念されます。

続きまして 4 ページをご覧ください。公立の就学前教育・保育の提供の在り方の考え方です。

公立施設には、勤務年数が比較的長く、豊富な知識や経験を有する職員が勤務していることや、関係行政機関との連携体制がとれているという特色があるとともに、支援を必要とする子どものセーフティネットの役割を担っております。このことから、諸福幼稚園の園児が減少し、単独施設として存続するのが難しくなった状況においても、諸福幼稚園、南郷保育所が地域の中で培ってきた特色を生かし、公立の就学前教育・保育の提供体制を維持していくことが重要であると考えております。そこで、これまでの会議でもご説明させていただいておりますとおり、西部地域における就学前の子どもたちが安心して過ごすことができ、多様な保育ニーズへの対応が可能な公立施設として、令和 8 年度末をもって諸福幼稚園と南郷保育所を統合し、新たに幼保連携型認定こども園を整備する予定としております。

続きまして資料５ページをご覧ください。現在の進捗状況について説明いたします。

園の名称につきましては、在籍園児の保護者や市民を対象として、アンケートを行いました。アンケートには電子申請を活用し、85 件の応募をいただきました。名称の選定につき

ましては、資料５の下にあります選定の視点をもとに、幼保一体化ワーキングチーム構成員がそれぞれ所属の部署内で議論した上で、もちよった案をさらにワーキングチーム会議で議論し、最終的に１案に絞り込みました。

資料６ページをご覧ください。名称案は「大東市立南郷こども園」です。

選定の理由といたしましては、応募案の多くが「南郷」「諸福」の地名の一部又は全部を残したものであったこと、もう１つの公立認定こども園である「北条こども園」とのバランスを考慮したこと、住道町、四条町、南郷村の合併により大東市が誕生したことや、南郷村に諸福地域も含まれること、在園児や卒園児をはじめ、市民になじみのある名称であることなどです。新名称を盛り込んだ条例の改正案を令和８年９月定例月議会で議決いただいた後に、正式決定となる流れです。

つづきまして　資料７ページをご覧ください。認定こども園の定員についてです。

令和８年３月に開催しました子ども・子育て会議でも、定員について諮らせていただきましたが、２号・３号の定員は３月の会議から変更はございません。１号認定児童につきましては、現在の利用人数や人口動向を踏まえ、また公立園としてのセーフティネットの役割を果たすこと、および民間園とのバランスも念頭に置き、新たに受け入れを開始する３歳児は12人、４歳児・５歳児については、支援が必要な児童への対応や２号認定からの認定変更も考慮し14名ずつの設定とし、合計40人としました。利用定員につきましては、子ども・子育て会議の審議事項としてこの後、ご承認をいただけましたら、正式に認可申請等の手続きに入らせていただく予定です。

続きまして資料８ページをご覧ください。送迎バスについてです。

西部地域における公立園の利用を保障するため、引き続き１号認定児童のみ利用いただける送迎バスの運行を継続する予定です。ただし、現在のバスの利用人数を鑑み、小回りのきく小型のバスにダウンサイジングすることを検討しております。バスの運行ルートにつきましては、起点を諸福幼稚園から南郷保育所に変更することから、若干の変更を行っておりますが、現状のルートから大きく変更はしておりません。

次に資料９ページをご覧ください。園舎につきましては、統合先の南郷保育所の施設老朽化が進んでいることから、令和７年度より施設改修に向けた設計を行っております。工事は令和９年度から10年度に実施する予定です。

最後に、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

８月末から９月に、南郷保育所・諸福幼稚園の在園児の保護者に対して説明会を実施する予定です。また、新たな認定こども園の設置や諸福幼稚園の廃止などの条例について議会に諮り、議決がおりれば「南郷こども園」の設置が確定します。10月には認定こども園の１号認定児童の願書の受付が始まります。12月または１月に再度子ども・子育て会議を開催し、統合にかかる進捗について報告させていただきます。２月に、新入園児を対象とした説明会を実施し、３月には統合について広報だいとうに記事を掲載し、広く市民に周知いたします。

また、随時、庁内ワーキングチームの会議や諸福幼稚園・南郷保育所の現場担当者間の調整などを行って参ります。そして、令和 9 年 4 月に新たな認定こども園がスタートする予定です。以上で資料の説明を終わります。

合田会長：ありがとうございました。ただいま事務局の方から、現在進行中の諸福幼稚園と南郷保育所の認定子ども園への移行についてのご説明がありました。まず、この件について、ご質問等がありましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。

A委員：まず、公立の統合については、自治体によっては民営化してしまうことがあるので多分、大東市でも議論になったと思いますが、公立のままで統合するのも１つの選択肢と思います。その際に、4 ページのところで、セーフティネットは公立園の大きな１つの役割だと思いますし、その上の 2 つは、長く勤めている人が多いとか、関係機関と連携がしやすいというのは公立園の特徴ですので、新しい公立認定こども園が大東市の中核となる施設になればと思います。

園が統合するにあたって、場所的に南郷保育所に吸収されるという形になるので、そのあたりは諸福幼稚園の保護者さんへの説明が必要になってくると思いますので、よくお願いしたいところと、今建替えすると工期が延長になるところが多く、そのうえやっぱりやめましたみたいなところも出てくるようなので、スケジュール感をお聞きしたいです。予算も関係することですので。また、工事しながら、保育を続けるというのは、子どもたちや保護者の方にとってはかなり不便だと思うので、そのあたりを踏まえてしっかり管理して進めていただけたらと思います。以上です。

合田会長：今まで議論の中でもあったと思いますが、事務局の方で、例えば保護者への説明などの経緯、工事の方針や内容についてよろしくお願いいたします。

事務局：保護者への説明につきましては、昨年度も行いました。今年度、入園された方には、令和 9 年から認定こども園になることや場所についても南郷保育所へいきますということを、ご了承いただいたうえでご入園いただいております。今後は、この 8 月末から 9 月にかけて、在園児の保護者に、説明会を予定しておりまして、現況の検討状況につきましてご報告をさせていただこうと思っております。皆さんが気になる保育の内容・カリキュラムや保育士の体制は、現時点では具体的にお話できることがありませんが、それらが決まりましたら皆様にお伝えをして、安心して、新しい園の方に通っていただけるようにしたいというふうに考えております。それから公立園の役割ということで、公立園同士を統合するということで、民間園さんも園児が少なくなっていく中で、あえて公立を維持するということについて様々な議論があったことは、確かでございます。ただ先ほど、A委員がおっしゃったように、公立園としては経験豊富な職員がいることと、それから関係機関との連携というところ、

それからやはり最近支援が必要なお子さんが増えている中で、民間園さんではなかなか受け入れられない場合でも、そこは、セーフティネットとして公立が後ろに控えているという状態を作っておく、ということで、広く民間園と公立園が一緒になって、大東市全体の保育環境を整えていく、という意味合いで、公立園を、今回新たに作らせていただく方向性とさせていただきました。以前に北条の地域で、同じく保育所と幼稚園を統合して公立認定こども園とさせていただきまして、それが市の東側エリアにあり、今回は西側ということで、市全体の東と西で公立園がきちんと皆様の地域の拠点として位置付けられたらと考えております。

合田会長：A委員よろしいでしょうか。

A委員：はい。

合田会長：ありがとうございました。でしたら他、ご質問等ありましたら挙手の上お願いいたします。はい。B委員。

B委員：大東市では北条に認定こども園がありますので、そこから色々学ぶこともあるだろうし、今回の認定こども園に対しては、更にグレードアップされたものができると思っています。そこでお願いですが、園舎について、今の園舎が建った当時と現在では、環境や保育内容が違っています。現在の南郷保育所の園舎は、園舎の前に小さいプールがあって、当時としてはすばらしい建物でした。新しく建て替える保育所は同じ部屋で食べて遊んで寝てというような、古いタイプの保育所ではなくて、食べる部屋、遊ぶ部屋、寝る部屋と、時と場合によって部屋を変えて、ゆっくりできるようなそういう施設の中身についての検討とか、どういうふうにされているのか、設計から実際に保育士の意見を取り入れていただいているのか。

合田会長：ありがとうございます。いわゆる今現在進行形の保育環境について、設置検討の内容がどうなってるかということですが、よろしいでしょうか。

事務局：南郷保育所建て替えの状況ですが、設計事業者が決まり、基本設計と青写真が出来てきたところです。設計業者からは、今の建物は、公立施設としてはすばらしい建物と聞いております。新園舎は、東西に長い敷地ですが、西側に園舎を集約し、東側は広い園庭と、行事や地域に開放できるようなホールを作る計画となっております。設計業者は、他の自治体で認定こども園の建て替えを経験されておられる設計者ですし、設計を進める上で、南郷保育所の先生方の意見を入れています。公立初の建て替えですので、働く職員も育っていく子どもたちにも満足いく建物にしたいと思っております。

合田会長：ありがとうございました。Ｂ委員いかがでしょうか。

Ｂ委員：はい、大丈夫です。

合田会長：他はいかがでしょうか。Ｃ委員どうぞ。

Ｃ委員：定員の審議ということで、今後子どもたちが減っていく見込みの中で、今は私立園についての定員増減の審議は子ども・子育て会議であると思うんですけど、公立園の定員増減の審議は、この子ども・子育て会議で行われるのかというのと、あと、南郷保育所と諸福幼稚園が統合で、南郷保育所は建て替えというのはわかるんですけど、今後の諸福幼稚園の活用に関する部分についても、この会議だけではなく、市民のみなさんにも伝えることが必要だと思います。その中で、やはり子育て施設であったので、子育てに特化する施設を作っていただけるよう、検討していただきたいなと思うのですが、そういう計画は現状であるのかどうか、お聞きたいと思います。

合田会長：質問が２点ありました。１点目が公立園について今後どのように定員の増減を諮っていくのかという点について、お願いいたします。

事務局：公立園の定員につきましては、しばらくこのままでいこうと思ってますが、仮に子どもの数が減ってきて、民間園さんとのバランスを踏まえた時に、見直さないといけないということになりましたら、この会議でご報告、ご相談をさせていただければと思っております。

合田会長：もう一つの質問は、諸福幼稚園の建物をどうするかっていう問いかけだったと思います。

事務局：諸福幼稚園の跡地につきましては地域の皆様からも高い関心をお寄せいただいております。大東市では、公共施設、公共用地につきましては、早い段階で、次の活用方策を決定しなければいけないという方向性で、資産経営課という部署を中心に動いております。といいますのもなかなか跡地が塩漬けの状態のまま、置かれているケースがたくさんございまして、できるだけ早く方向性を示してという方向で今動いているところです。今回につきましては、子育て関連施設がいいというご要望もいただいていますが、現時点で具体的な計画があるわけではございません。先ほどお話しさせていただいたとおり、できるだけ早い段階で、跡地がなにも使われない状態にならないようにしたいというふうにお考えおります。こちらにつきましては、我々と教育委員会、資産経営課と連携を密にとりまして、進め

ていきたいと考えております。

合田会長：Ｃ委員いかがでしょうか。

Ｃ委員：はい。

合田会長：よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。それでは、利用定員については、本会議での審議事項となりますので委員の皆さん方、利用定員について審議を行いたいと思います。ご意見等ありましたら、挙手の上よろしくお願いいたします。

～意見なしの声あり～

　特にご質問ご意見等がないということのようですので、資料のとおりの、利用定員という形で承認するということでよろしいでしょうか。

～承認の声あり～

合田委員：ありがとうございます。この利用定員で進めていくということで、了解を得たということにしたいと思います。それでは続きまして、その他の案件について、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

事務局：その他についてですけども、先ほど事業計画の進捗状況を受けまして、こども誰でも通園制度の実施状況についてご報告させていただきます。こども誰でも通園制度については、本市では、全国展開された令和８年４月からの全国的な実施を前に試行的事業ということで令和７年度は、民間施設５施設で、昨年11月から実施しまして、年度末まで５ヶ月間の利用人数は、延べ人数で82名となっています。令和８年度は実施園が８施設となり、6月末までの延べ利用人数は、154名となっております。先ほどＡ委員よりご指摘があった、この制度の周知につきましては、市のホームページで制度の詳細説明であるとか、国が作りましたこども誰でも通園システムに利用者マニュアル等を掲載しております。広報だいとう12号では特集記事を掲載し、ネウボラ給付金、子ども１人当たり５万円の案内とあわせて、制度の概要と市のホームページに誘導するＱＲコードを記載しています。さらに先日、市の公式LINEで配信したところです。今後も制度の周知を図ってまいりたいと考えています。

合田会長：ありがとうございました。その他の案件としまして、こども誰でも通園制度の現状について、取組状況などご報告がありました。このことについてご質問がありましたら、

挙手の上ご発言をお願いいたします。Ｂ委員どうぞ。

Ｂ委員：子育てサロンが大東市にあり、毎日場所を変えて通われる方もおられて、利用者が増えています。子育てサロンは場所により予約が必要なところがありますが、予約しなくても通えるところが通いやすいというご報告です。

合田会長：ありがとうございました。こども誰でも通園制度の場合は予約ということで、子育てサロンとの違いはありますが、ご要望ということでよろしいでしょうか。

合田会長：ありがとうございました。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。なければ、これをもちましてすべての議題を終了いたします。皆様、本日、貴重なご意見をたくさんいただきましてどうもありがとうございました。これより先の進行につきましては、事務局の方にお願います。

事務局：合田会長、ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和８年度第１回大東市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。